



埼玉県報

第565号
令和6年(2024年)
11月8日
金曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 中里用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画事業高坂駅東口第一土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）

正誤

- 埼玉県条例第41号のあらまし中訂正（こども安全課）

告示

埼玉県告示第千二百二十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和六年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第六回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>) において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和六年十一月十一日（月）から令和六年十一月二十七日（水）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和六年十二月八日（日）から同月九日（月）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和六年十二月十四日（土）から同月十五日（日）までの間の一日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七

陸上自衛隊大宮駐屯地

八 採用予定時期

令和七年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二一―六一五七）

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年十一月五日認可した。

令和六年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

中里用水利地改良区

二 事務所所在地

埼玉県坂戸市

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

東松山市から東松山都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により東松山市から東松山都市計画事業高坂駅東口第一土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年十一月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

正 誤

埼玉県条例第四十一号のあらまし（令和六年十月十八日第五百五十九号）中訂正

ページ 行

一 前から十五

誤

平成七年四月一日

正

令和七年四月一日